

物価高騰対策 賃上げ支援金

岩手県では、**50円以上**（1時間あたり）の
賃上げを行った中小企業等を対象に

従業員1人あたり**5万円** ^{最大}_{20人分} を支給します。

給付金の 支給額

従業員1人あたり**5万円**、最大20人分
（1事業所当たり最大100万円）

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を1人以上雇用しているものに限る）も含む。
（詳しくは裏面へ）

給付要件

①賃上げの対象時期

令和5年4月1日から令和6年9月30日まで
（賃金の支給が令和6年10月以降となったものを含む）

②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。
ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

③賃上げ額

（ア）対象時期において、従業員の賃金を前年同月額と比較して**1時間あたり50円以上**
引き上げていること。

（イ）最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

④その他

引き上げ後の賃金水準を**1年間継続**すること。

受付開始

令和6年 **2月5日**（月）

給付上限

岩手県全体で40,000人を上限とし、
上限に達し次第終了します。

※なお、上限に達しない場合でも、令和6年11月15日（金）で受け付け終了とします。

手続きについては
裏面をご覧ください